

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年六月十二日から同月二十五日までの間縦覧に供します。

平成三十年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
中田 真之	桜井市大字穴師二二二番地の一	橿原市四条町一三六番	
飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一番地	大和郡山市八条町一九四番二	
井久保 隆司	山辺郡山添村大字勝原一八五八番地	大和郡山市八条町一二六番ほか四筆	
西尾 純子	生駒郡斑鳩町目安四丁目七番八号	生駒郡斑鳩町高安二丁目五九二番一ほか八筆	
谷 由章	高市郡明日香村大字平田二九一番地の一四一	高市郡高取町大字与楽五一五番ほか四筆	
辻本 博司	宇陀市榛原比布七六五番地	大和高田市大字藤森二四二番一	

吉村 直之	檀原市城殿町四〇一番 地の八	檀原市曲川町四丁目四二番ほか 二筆
-------	-------------------	----------------------

二 申請年月日

平成三十年五月三十一日